



平成29年 3月14日

各 位

会 社 名 エ レ コ ム 株 式 会 社
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 葉 田 順 治
 (コード番号 : 6750 東証一部)
 問 合 せ 先 業 務 統 括 部 部 長 代 理 中 島 洋
 電 話 番 号 06-6229-1418

**第三者割当による第1回乃至第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の
 発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成29年2月24日の取締役会において決議した、第三者割当による第1回乃至第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、それぞれを「第1回新株予約権付社債」、「第2回新株予約権付社債」、「第3回新株予約権付社債」、「第4回新株予約権付社債」及び「第5回新株予約権付社債」といい、総称して「本新株予約権付社債」といいます。）の発行に関し、本日付で割当先である大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「割当先」といいます。）から予定通り総額100.5億円（第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計）の払込が完了したことを確認しましたので、お知らせします。

なお、本新株予約権付社債の発行に関する詳細につきましては、平成29年2月24日付で公表しています「第三者割当による第1回乃至第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に関するお知らせ（転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行）」をご参照ください。

本新株予約権付社債の概要

(1) 払 込 期 日	平成29年 3月14日
(2) 新株予約権の総数	200個（第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計） 第1回新株予約権付社債 40個 第2回新株予約権付社債 40個 第3回新株予約権付社債 40個 第4回新株予約権付社債 40個 第5回新株予約権付社債 40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各社債の払込金額： 第1回新株予約権付社債 金50,300,000円 （各社債の金額100円につき金100.6円） 第2回乃至第4回新株予約権付社債 金50,250,000円 （各社債の金額100円につき金100.5円） 第5回新株予約権付社債 金50,200,000円 （各社債の金額100円につき金100.4円） 第1回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.12億円 第2回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.10億円 第3回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.10億円 第4回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.10億円 第5回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.08億円 各新株予約権の払込金額：本新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、第1回乃至第5回新株予約権付社債に係る各新株予約権を総称して

	「本新株予約権」といいます。)と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数3,960,605株(第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計)</p> <p>第1回新株予約権付社債: 当初転換価額(2,400円)における潜在株式数833,333株</p> <p>第2回乃至第4回新株予約権付社債: 当初転換価額(2,500円)における潜在株式数2,400,000株 (第2回乃至第4回新株予約権付社債に係るそれぞれの潜在株式数800,000株の合計)</p> <p>第5回新株予約権付社債: 当初転換価額(2,750円)における潜在株式数727,272株</p> <p>上限転換価額はありません。</p> <p>下限転換価額(第1回新株予約権付社債については2,400円、第2回乃至第4回新株予約権付社債については2,500円、第5回新株予約権付社債については2,750円)における潜在株式数の合計は3,960,605株(第1回新株予約権付社債については833,333株、第2回乃至第4回新株予約権付社債については2,400,000株(第2回乃至第4回新株予約権付社債に係るそれぞれの潜在株式数800,000株の合計)、第5回新株予約権付社債については727,272株)となります。</p>
(5) 資金調達額(差引手取概算額)	<p>10,022,000,000円</p> <p>差引手取概算額は、本新株予約権付社債の払込総額(第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計)(100.5億円)から本新株予約権付社債に係る発行諸費用の概算額を差し引いた額です。</p>
(6) 転換価額及びその修正条件	<p>当初転換価額</p> <p>第1回新株予約権付社債 2,400円</p> <p>第2回乃至第4回新株予約権付社債 2,500円</p> <p>第5回新株予約権付社債 2,750円</p> <p>転換価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(以下「修正後転換価額」といいます。)に修正されます。但し、修正後転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には修正後転換価額は下限転換価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法(割当先)	大和証券に対する第三者割当方式
(8) その他	<p>当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)及びコミットメント契約を締結しました。</p> <p>コミットメント契約においては、以下の内容が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による本新株予約権の行使の要請 ・当社による本新株予約権の行使の禁止(但し、第1回新株予約権付社債を除きます。) <p>また、本買取契約において、割当先は、当社取締役会の承諾がない限り、本新株予約権付社債を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨(但し、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可を受けた信託銀行に対する譲渡、承継又は引受けについては、平成29年2月24日付で公表しています「第三者割当による第1回乃至第5回無担保転換</p>

	<p>社債型新株予約権付社債に関するお知らせ（転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行）」における「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要 ② 当社による行使指定」記載の内容に従うことを条件に、当社はあらかじめ承諾しています。））、並びに割当先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します（但し、譲渡先となる者が割当先に対して本新株予約権付社債を譲渡することについては、当社はあらかじめ承諾しています。）。</p>
--	---

以 上